

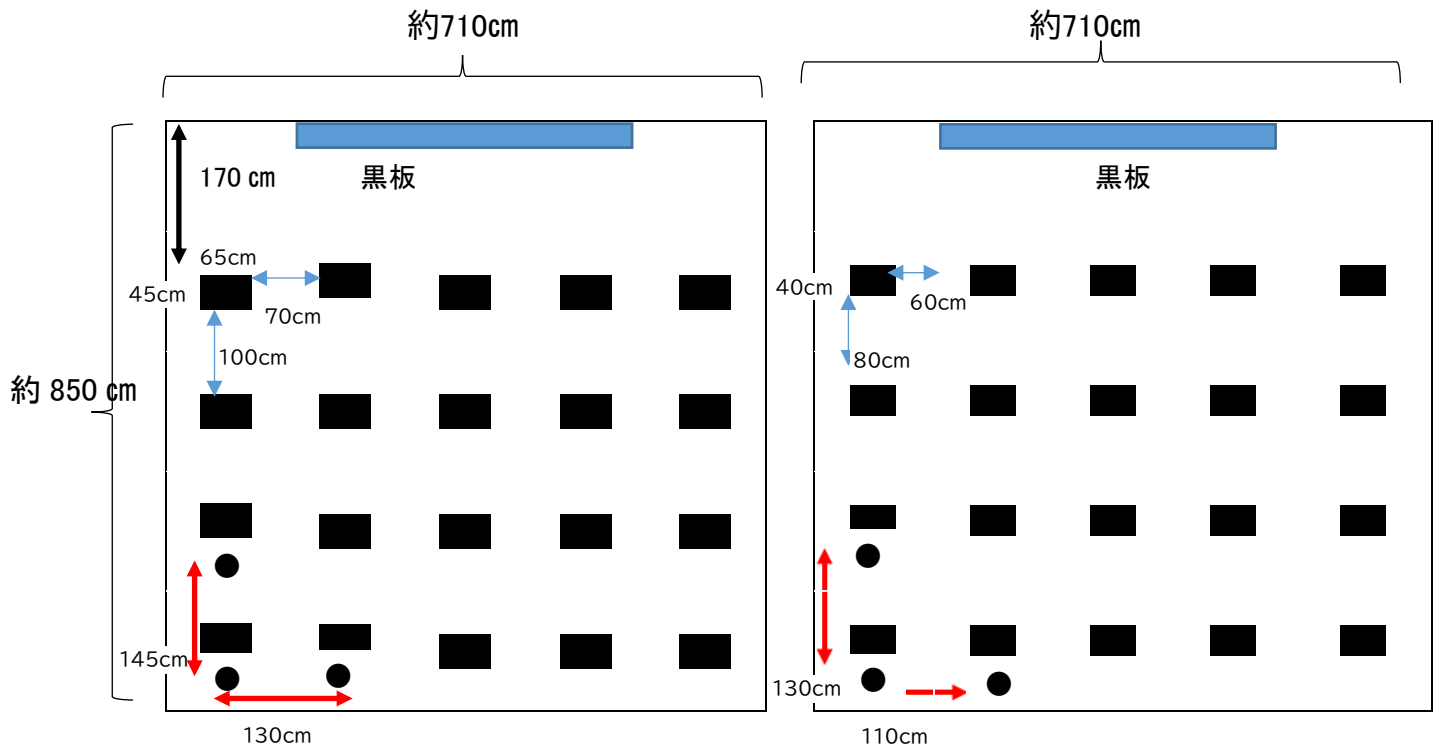
## 2 教育活動について

### (1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

#### ① 教室内の配置・環境⇒概ね数を基に、児童数に応じて間隔を取って配置する。

◆ 20人程度の学級◆

◆ 30人程度の学級◆縦横1列追加



\* 通常学級の広さは約850cm×710cm。できる限り間隔を空け3密回避を図る。

\* レベル3（状況によりレベル2でも）になった場合、広い教室への移動や分散授業を検討する。（最も人数の多い学年を優先）また机の配置を前後左右交互になるようにする。状況に応じて教卓にアクリル板等の設置を考慮する。

- ・窓を2か所以上開け、空気が流れるようにして換気を行う。児童には、温度を調節できるような服装をするよう呼び掛ける。
- ・暖房をつける場合、乾燥することが予想される。ストーブの前にバケツを置いたり、加湿したりできるようにし、湿度を40%以上に保つ。

#### ③ 各教科等について

各教科における実施の可否等について、別記する別表1「稲田版 学校の新しい生活様式1 学習関係」2021.9.8をもとに判断する。なお、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を「★」として示し、特にリスクの高いものとして、十分考慮した上で判断する。

別表1 「稲田版 学校の新しい生活様式1 学習関係」2021.9.8段階

	レベル1	レベル2	レベル3
【各教科】	グループワークやペア学習(★)は15分間までとする。	グループワークやペア学習(★)が必要な際は10分以内の最小限とする。一斉で大きな声で話す活動(★)は行わない。	グループワークやペア学習(★)はしない
【理科】	近距離での実験や観察は15分間までとする。	やむを得ない場合を除いて、理科室での実験や観察は行わない。	理科室は使用しない
【生活科】	屋外での活動や観察は時間制限を設けない。	植物、農作物の水やりや収穫は15分間までとする。	レベル2に同じ
【音楽】	合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏(★)は15分間までとする。合唱は、マスクを取らない。楽器演奏者は、2メートル距離をとって演奏する。演奏待機者はマスクを付けて待つようにする。学習後は、手洗いをを行う。	感染拡大局面で歌を歌う場合は必ずマスク着用とし、児童同士が対面しない。管楽器演奏(★)は行わない。 (※濃厚接触者の結果判定期間のみ。収束局面ではレベル1並の活動を可とするが、楽器、器具等を使う場合は、アルコール手指消毒を併用する。)	歌唱及び管楽器演奏は行わない。
【図画工作】	図工室での制作活動は同一方向を向いて行う。	やむを得ない場合を除いて図工室での制作活動は行わない。	図工室は使用しない
【家庭】	家庭科室での制作活動は同一方向を向いて行う。 (調理実習★は行わない)	調理実習(★)は行わない。それ以外で家庭科室で制作活動を行う場合は15分以内とする。	家庭科室での活動は行わない。
【体育】	可能な限り屋外での活動を行う。体育館で行う場合は、窓を開けて換気を十分に行う。	児童が密集する運動(★)や近距離で組み合ったり接触したりする運動(★)は、15分以内とする。 例) 2人組でのストレッチやバスケットボール、サッカーなどのボール運動	密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は行わない。
【校外学習等】	可とする。	感染拡大地域への校外学習、感染拡大地域からの講師を招いての活動は行わない。	レベル2に同じ
【親子活動、学習参観等】	可とするが、三密回避のため教室への外部者の入室は10名以内、又は親子合わせて通常時の児童数を越えない程度。	レベル1に準ずるが、感染拡大状況の場合、実施見合わせを検討する。	親子活動、学習参観等は行わない。

感染レベル	活動実施の判断
レベル1	別表1を踏まえ「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う際は、十分な換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を取ることが可能な場合、実施を検討する。その際には、レベル2における留意事項も参照する。
レベル2	<p>別表1の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、<u>リスクの低い活動から徐々に実施</u>することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。</p> <p><b>*留意事項*</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしない。</li> <li>・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。</li> <li>・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに児童や保護者の意向を尊重する。</li> </ul> <p>また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けるとともに身体的距離をとって実施する場合、マスクを取って行うこととする。</li> </ul>
レベル3	別表1の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、表中のレベル2を基本としながらも行わないようにする。

\*わかくさ学級（特別支援学級）における自立活動については、教師と児童等や児童同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。

個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

\*陸上、金管等の課外活動においても、各教科等に係る実施基準を踏まえて対応する。

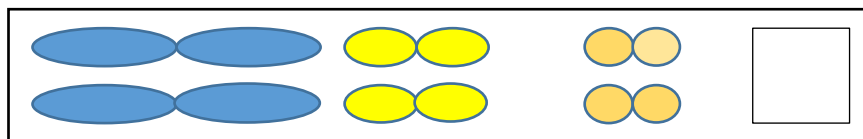
#### ④ 給食等の食事をとる場面

- ・学校給食は、児童の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもある。レベル3の地域にあっても、工夫を凝らして、学校給食施設や栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討する。
- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。給食の配食を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食当番を行うに当たっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人で行わず、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行う。レベル2・3⇒量の調節は、教職員が行う。配膳台は消毒用エタノールで拭く。
- ・万が一の事故発生時に、関係する児童及び教職員を特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間以上固定するなどの対応をとる。
- ・児童等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、前向き配置とし、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を行う。
- ・弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要である。児童同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえ、飛沫を飛ばさないような席の配置や距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫して行う。食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

<児童への給食時の注意事項>

- ① 給食前にしっかり手を洗う。手を洗った後は、できるだけ、机や服など物に触らない。レベル3⇒全員が消毒用エタノールで手指消毒を行う。
- ② マスクは「いただきます」を言ってから外す。マスクにできるだけ手を触れない。
- ③ 給食当番は体調が悪い人は行わない。  
給食当番は、手洗い、着替えを済ませ、手指消毒・健康観察を行う。(健康観察は学級担任が行う。)
- ④ 配膳台は給食前に、配膳用ふきんで水拭きした後、レベル2・3⇒学級担任が消毒用エタノールで拭く。
- ⑤ 盛り付けは給食当番が行い、各自が間隔を1m以上あけて並び、盛られた食器をもらう。
- ⑥ 机は正面を向いた状態で配置し、食べながらの会話は避ける。
- ⑦ 給食量の調節は教職員が行う。児童は盛り付けたものを食缶に戻さない。人にあげたり、もらったりもしない。食べきれない場合は残す。
- ⑧ 食器の片づけは各自が行う。混雑しないように間隔をとって行う。

配膳台



感染レベル	活動実施の判断
レベル1	衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食を提供する。
レベル2	原則、レベル1の方法で行うが、感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3対応に移行するなど柔軟に判断する。
レベル3	通常の提供方法による学校給食の実施の可否を栄養士、市教委の指導のもと決定する。ただし、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立に変更するなど、対応可能な方法で配食する。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）や給食の中止を検討する。

## ⑤ 図書館の使用

学校図書館は、児童の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしている。図書館利用前後には手洗いと消毒をする。レベル3⇒図書室の個人利用を制限するか、児童の利用する時間帯を分散する。昼休みの利用では、密集を生じさせないよう座席を分散させること等配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。

\*公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」（令和2年5月14日策定、9月9日一部修正）を参考にする。

## ⑥ 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である。一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、可能な限り教室内の窓を開け、マスクをした上で行うようにする。ソーシャルディスタンスを守り、できるだけ会話は控えるようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

- ・トイレ掃除は、蓋を閉めてからトイレの水を流すなど気を付ける。
- ・咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）は各自が袋に入れたのち、蓋つきのごみ箱に入れる。ごみの処分は教職員が行う。
- ・ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしぼり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理は教職員が行い、処理したあとは、流水と石けんで手を洗う。

## ⑦ 休み時間

教室等の窓（やドア）を開放し、十分に換気する。大声を出さない、近距離での会話を避ける等の配慮をする。

休み時間中の児童の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要である。

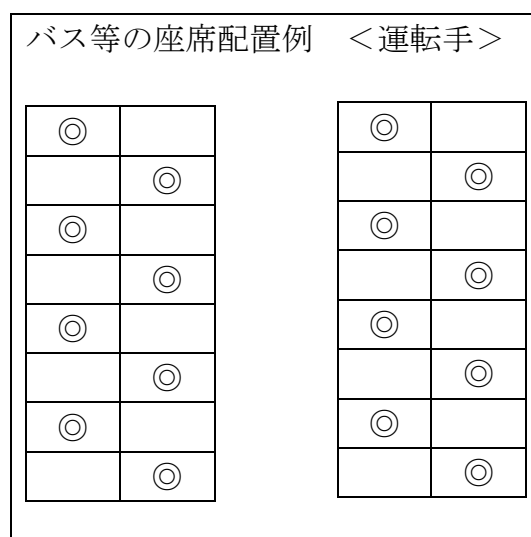
感染レベル	活動実施の判断
レベル1	会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導する。
レベル2 レベル3	トイレ休憩については混雑しないよう動線を指示するなどして実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導を行う。

## ⑧ 登下校

- ・登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導を行う。
- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散する。
- ・児童玄関前廊下に設置した非接触型体温計で検温してから教室に向かう。
- ・下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう時間差を設けて玄関に出るよう指示する。
- ・夏季の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合にはマスクを外すように指導する。

## ⑨ 校外学習におけるバス等の利用

- ・スクールバス、借上げバス等を利用する際には以下のことを徹底する。
  - ◇乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は、乗車を見合わせる。
  - ◇乗車時は、消毒液で、手指消毒を行う。
  - ◇窓が開閉できる場合は、一部、窓を開け換気を行う。
  - ◇座席数に応じて座席を離し、会話を控えることやマスクの着用について徹底する。
  - ◇利用者に手洗いやマスク等を徹底する。



## ⑩ 健康診断・発育測定

### (ア) 検診会場・物品について

- ・できるだけ広い会場を使用する。
- ・保健室などの狭い会場を使用する場合は、会場に入る児童を3～5名程度にする。
- ・検診を受ける児童は1～2m以上間隔を空ける。
- ・検診の前後の換気を十分に行う。検診が長時間にわたる場合は途中で換気を行う。
- ・検診に使用する物品(机、いす、器具等)は事前に消毒を行う。
- ・検診医や検診補助員用に消毒剤や使い捨て手袋を用意する。
- ・診介助をする場合は使い捨て手袋を使用する。

### (イ) 検診を受ける際の注意

- ・マスクをする。検診医の前に立って、マスクをはずす。
- ・検診後はマスクをする。
- ・「お願いします」「ありがとうございました」のあいさつや私語はしない。

(ウ) フッ化物洗口事業について **レベル3⇒実施を見合わせる**

- ・ 児童は、フッ化物溶液を含んだら口を閉じ、静かに洗口する。
- ・ 1分間洗口後、静かに紙コップに吐き出し、ティッシュを一人2枚使用して液がこぼれないようにする。
- ・ 学級担任は、使用済みの紙コップを回収し、袋の口をしぼり廃棄する。

## (2) 休校等のあと、教育活動を再開するに当たっての配慮事項

### ① 児童の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童の早期発見・早期対応に向けた取組

支援が必要と思われる児童の早期発見・早期対応のために、「こころのアンケート」を実施する。その上で、児童の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面接を実施する。

再開後1週間程度の期間…上越市教育委員会学校教育課 生徒指導担当指導主事を窓口  
再開後2週目から…上越市配置カウンセラー、新潟県教育委員会派遣カウンセラー

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

全ての児童に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人に相談するよう指導するとともに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、児童の見守りの依頼や、気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

\*上越市教育委員会 学校教育課 生徒指導担当指導主事を窓口

☎545-9244

各種相談「こどもほっとライン」☎543-2199

\*新潟県 24時間受付の「子供SOSダイヤル」……………☎0120-0-78310  
なやみいおう

\*新潟県メール相談 [ijime@mailsoudan.or](mailto:ijime@mailsoudan.or)

### ② 職員の心身の状況の把握と心のケア等

支援が必要と思われる職員の早期発見・早期対応のために、精神科医の指導を受け、ストレスチェックによるスクリーニングを行う。状況により、精神科等の専門的支援を勧める。(2)①(イ)を参照

### ③ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。



- 臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、校長等が講話を行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。
- 各学級においては、いじめや差別防止、偏見を生まない指導を行う。

\*指導案(例)を参考に、児童の実態に合わせた内容に改編する等工夫する。

### 【参考】

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージ(別添資料12)を公表したほか、子供たちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成している(別添資料13「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」)。

これらを、適宜学校での指導等に活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進める。あわせて、保護者や地域社会への啓発も大切である。



[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00122.html#project](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project)

<sup>6</sup> 北九州市教育委員会や徳島県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別、偏見等の防止のため人権啓発動画を作成しています。

[https://www.youtube.com/watch?v=bA8M\\_2fWOPk](https://www.youtube.com/watch?v=bA8M_2fWOPk) (北九州市教育委員会)

<https://www.youtube.com/watch?v=Bs9PJK38zl&feature=youtu.be> (徳島県教育委員会)

## (3) 登校の判断

### ① 海外から帰国した児童、県外からの転入児童について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- 感染拡大地域等の県外からの転入児童については、上越市に転入後、健康観察期間を設け丁寧な健康観察を経たのち、登校するよう理解と協力を求める。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

## ② 感染症の予防上、保護者が児童を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童を出席させなかった場合には、登校できない児童と連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学習内容や課題をオンラインで伝えるなどして個別に対応する。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## (4) 年間指導計画等の見直し

### ① 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な学習の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 臨時休業中のオンライン等による家庭学習と教育活動再開後の学校・家庭での学習を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- 家庭学習の課題を評価し、学校再開後に補充することで履修したことに代えることができる。→課題内容をカリキュラムシートに明記しておく。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。  
⇒次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。

### ② 学習評価

#### (ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施したドリルの結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

#### (イ) 臨時休業を含む学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ総合的に判断した上で評価する。

#### (ウ) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

なお、上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として当該年度の各教科・科目、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、児童及びその保護者に丁寧に説明する。